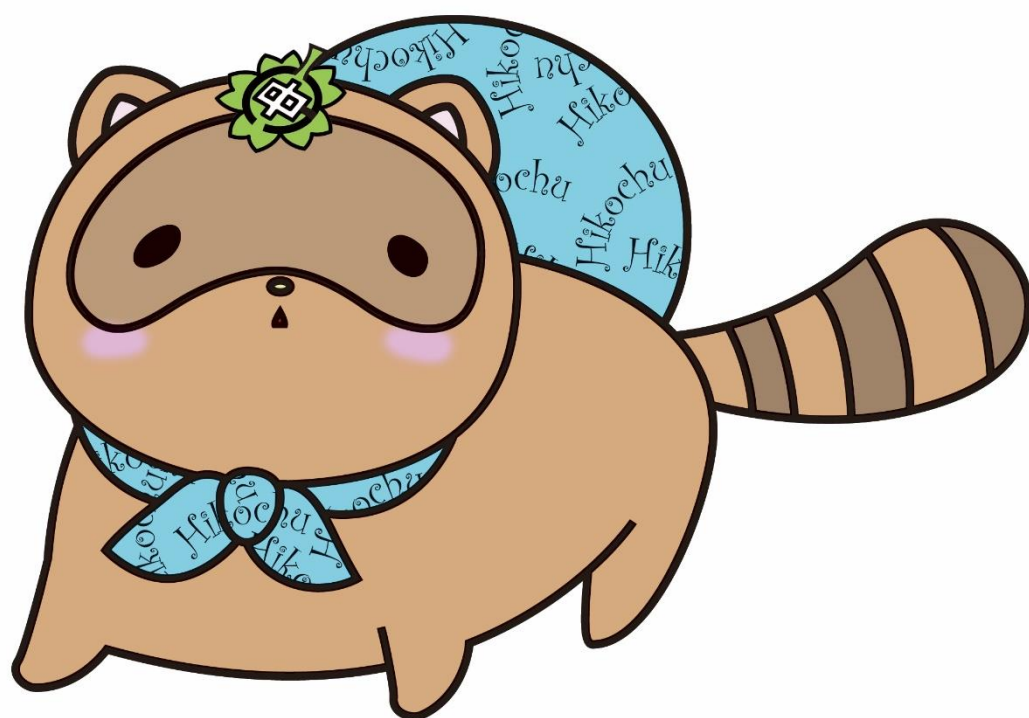


令和3年度
彦島中学校いじめ防止基本方針



下関市立彦島中学校

令和3年7月改訂版

I 「彦島中学校いじめ防止基本方針」の策定にあたって

本方針は、本校においていじめを未然に防ぐことを目的としており、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）」、「山口県いじめ防止基本方針（平成26年2月、最終改定平成29年12月）」、「下関市いじめ防止基本方針（令和3年3月改定）」に基づいて策定したものである。

なお、本方針は「校内いじめ防止委員会」の中で見直していく。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条1項要約）

※いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しつつ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

※嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。（平成28年6月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2013-2015」）

このため、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育む

ことが必要である。

3 いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

4 求められる責務

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等（法第9条より）

子供がいじめを行うことのないように指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。

5 いじめ防止のための基本的な認識

◆いじめは、「人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ・いじめは「仲のよい友達同士の間でも起こり得る」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得る」等の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめ問題の対応については、児童生徒の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う必要がある。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見えていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるように見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しみを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子供の様子をいち早くキャッチした者が、その子供を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

6 いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童生徒の心情に寄り添った対応をする。

①日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

②日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

③重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

7 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

保護者として

- ・どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の子供とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われる時は、速やかに学校等に通報または相談する。

子供として

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の大人に積極的に相談する。

地域社会として

- ・「地域の子供は、地域で育てる」ことを目指し、すべての子供が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- ・学校外での児童生徒の諸活動の場においても、いじめを許さない環境づくりを推進し、指導の徹底を図る。

8 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・子供の心身の成長過程に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子供たち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子供が発するサインを見逃さない。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子供たちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、管理職及びいじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。（特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第8条及び法第23条第1項の規定に違反しうる。）その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、被害・加害等の児童生徒の保護者に連絡し、保護者の理解、協力を得ながら早期解決・再発防止を目指す。
- ・いじめられている児童生徒に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

※ 学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

III 校内体制の確立

1 校内いじめ防止委員会の設置

(1) 対策組織

「生徒指導部会」を「校内いじめ対策委員会」と兼ねる。

(2) 対策委員会の構成員

構成委員は、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、学年生徒指導担当、養護教諭、ガイダンスアドバイザー（GA）、スクールカウンセラー（SC）とする。

(3) 対策会議

毎週木曜日の5校時に生徒指導部会兼校内いじめ防止対策委員会を開催することを原則とし、いじめにつながる行為と判断される事案については、その対応を協議する。ただし、生徒の安全・安心を確保するために必要と認められる場合については、その事案に詳しい教員・管理職のどちらか・当該生徒の学年主任または学年生徒指導

担当でいじめの認知、対応を協議することができる。また、いじめ防止対策委員会で本校の「いじめ防止基本方針」の見直しについても協議する。

2 確実な情報共有と指導體制の強化

- ・いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
(山口県教委作成「問題行動対応マニュアル」等参照)
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒も在籍している。個々の児童生徒の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・「校内いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

3 教職員が生徒と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が生徒と向き合う時間を確保する。

4 教職員評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

5 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告 … 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ・臨時報告 … 「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。
人間関係のトラブルにより連続欠席3日以上になった場合にも報告する。

IV 未然防止のための取組

1 いじめを許さない学校・学級づくり

- ・生徒に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。
- ・学級において構成的エンカウンターなどを計画的に実施し、生徒同士の望ましい人間関係を構築する。

2 生活アンケートでの人権作文の読み聞かせや「イイネ！コレクション」の取組

- ・週に1回実施する生活アンケートの裏面に人権に関する作文を載せることにより、人権感覚を醸成する。
- ・週に1回実施する生活アンケートを活用し、他の生徒のよい行動を記入する「イイネ！コレクション」を通して、互いの良さを認め合う気持ちを育てる。

3 生徒の主体的な活動の充実

- ・生徒会活動、学校行事など、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。
- ・生徒会執行部を中心として、行事の運営や特色のある委員会活動を実施することで生徒が活躍できる学校づくりを推進する。

4 日常的な実態把握・かかわり

- ・生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子供とかかわり、信頼関係を築く。

5 家庭・地域との連携

(1) 本校・校区内小学校保護者を対象とした「彦島中学校座談会」の実施

いじめ問題や進路、家庭教育などに関する懇談会を実施することにより保護者や地域の教育力の向上を図る。

(2) 各種たよりや学校HPによる情報発信

学校だより、生徒指導だよりなどの定期的な発行やきらめきメール、学校HPを活用した情報発信に努める。また、本校の「いじめ防止基本方針」を学校HPに掲載し、保護者や地域住民へ確実に周知する。

(3) 地域の行事・ボランティア活動への参加

地域行事や校区内小学校運動会へのボランティア活動の参加を促し、地域の一員としての自覚や自己有用感を高める。

(4) 関係機関との連携

教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、スクールロイヤー等の関係機関と連携して対応できる体制を整備する。

V 早期発見の取組

1 日常的な行動のきめ細やかな観察

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側の苦痛を考えれば「いじめ」につながる行為であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると教職員は敏感でなければならない。

2 生活の記録（日記）等からの情報収集

- ・生活の記録を担当が毎日、目を通すことで生徒の日常生活の様子や変化、発するサインを確実に把握する。また、返事を記入することにより信頼関係を構築し、生徒からの発信が積極的にできる環境をつくる。

3 教育相談の充実

- ・スクールカウンセラー（毎週木曜日来校）とのカウンセリングを希望する、あるいは必要と考えられる生徒・保護者の情報について、担任や教育相談担当教員がスクールカウンセラーに確実に伝達することで、スクールカウンセラーとのカウンセリングを実施していく。
- ・スクールカウンセラーとのカウンセリングが必要と考えられる生徒・保護者に対してカウンセリングの情報を積極的に発信し、カウンセリングを受けやすい環境をつくる。
- ・年3回の教育相談（各学期）を実施する。1、3学期は原則担任との教育相談を行う。2学期は生徒が希望する教員と教育相談を行うことで、生徒が心配事や悩みを打ち明けやすいようにする。

4 生活アンケートの実施と活用

- ・生徒に対して毎週1回（水曜日）実施する。回収したアンケートは担任が目を通し、記入があった項目については生徒に話を聞き、必ず対応する。その際、対応内容について記録しておく。
- ・アンケートを実施する際には、いじめの被害にあっている児童生徒が、周囲の者を気にせず記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等を十分に配慮する。
- ・気になる情報については、学年教員または全教職員で共有する。
- ・アンケートの保管期間は、原則児童生徒が在籍している間とする。

VI 解決に向けた取組（対応について）

1 初期対応

(1) いじめ発覚後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

(2) 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

(3) 関係生徒への聞き取り

- ・関係する個々の生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害生徒

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害生徒

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分に配慮する。

周囲の生徒

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（い

つ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか)を聞き取る。

(4) いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。ただし、生徒の安全・安心を確保するために必要と認められる場合には、事案に詳しい教員・管理職のどちらか・当該生徒の学年主任または学年生徒指導担当で協議することとする。
- ・「ほう（報告）・れん（連絡）・そう（相談）・かく（確認）」を徹底する。
 - ① 被害生徒とその保護者への対応
 - ② 加害生徒とその保護者への対応
 - ③ 他の生徒及び保護者への対応
 - ④ 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - ⑤ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

(5) 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。
- ・ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

a 被害児童生徒とその保護者への対応

被害生徒 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害生徒の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童生徒とその保護者への対応

加害生徒 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童生徒への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童生徒に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

加害生徒の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援について、

- 共に考える。（加害生徒への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害生徒への謝罪等を相談する。

c 他の生徒及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害生徒に対する配慮について指導する。
- ・加害生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。
- ・保護者は、加害生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめの防止等に取り組む。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

2 中・長期対応

(1) 当該生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細やかな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

(2) 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

(3) いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの問題への取組について適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（法第34条より）

(4) 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめの事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

(5) 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

(6) 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

VII インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

1 未然防止

(1) 情報モラル教育の充実

- ・携帯電話会社の講師や警察署員による「スマホ安全教室」を1年生を対象に実施する。また、道徳の時間に情報モラルに関する題材を取り扱うことで、インターネットやSNSの利用の仕方等について指導し、情報モラルを育成する。

(2) 生徒の主体的な活動

- ・生徒の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。生徒会においては、「ネットトラブル根絶指針」（平成28年度下関・長府・小串警察署管内少年サミットにて採択）の下、積極的に取組を推進する。

(3) 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・学校は、生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

(4) 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

2 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

3 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

4 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

VIII いじめの解消について

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

IX 重大事態への対応

重大事態に対しては、教育委員会への報告とともに指示を仰ぎ、場合により学年集会、全校集会、関係機関への連絡及び支援の要請を行う。また、いじめ防止対策推進法に則り、加害生徒への懲戒措置も視野に入れる。(重大事態への対応フロー図参照)

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第1号)

※「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日(不登校の定義)を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ・ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。(法案に対する附帯決議の5)

重大事態への対応フロー図

